

## 電子タバコを取り巻く課題

### 対 策

1) 有害性および健康リスク, 2) 禁煙効果に対する評価, 3) 従来たばこことの併用による二重使用 (デュアル・ユース), 4) 未成年者を中心とした非喫煙者を紙巻きたばこ使用に誘導するゲートウエイ, 5) ハームリダクションの可能性, などの課題を含めてたばこ規制の枠組とあわせて検討していく必要がある。

### 背景・影響

#### ①電子タバコの構造

- 電子タバコの充填液は e-リキッドとも呼ばれプロピレングリコール, グリセロール (グリセリン) などのグリコール類を主成分に各種香料や添加物が加えられている。
- 右下図の最近のモデルではバッテリー電圧が可変式になっておりエアロゾル発生量や味を調整できるようにしたものも多い。さらに, アトマイザーの加熱部分であるニクロム線等のコイルを抵抗値の異なるもので交換するキットや, アトマイザー部分とバッテリー部分はネジで接合されているが, その規格はほとんど同一であるため銘柄あるいはメーカーを超えて色々な組み合わせで多様な使用が可能となっている。

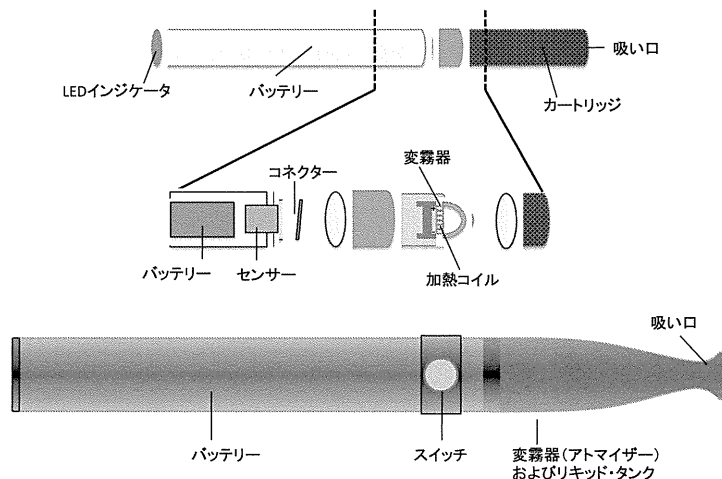


図1 電子タバコの基本的構造

#### ②国内の規制の状況

・ニコチンを含むリキッド, 機器の使用は医薬品医療機器等法により規制され禁止されている。電子タバコとは呼ぶが, たばこ事業法の規制を受けるたばこには含まれず, 消費者商品である。

#### ③国内における使用実態

・2015年1月~2月に日本の一般住民を対象として電子タバコに関するインターネット調査によると, 15-69歳の男女において約半数(48%)は電子タバコを知っており, 6.6%少なくとも4.8%は電子タバコを使用した経験があった。さらに常習使用率は約1.3%であった。特に若年層において使用が多い。

#### ④電子タバコから発生する有害成分

- 電子タバコ蒸気・エアロゾル中にIARC発がん性分類Group1に分類されるホルムアルデヒド, Group2Bのアセトアルデヒド, さらに刺激性を有するアクロレインなどの発生するものがある。これらは充填液にはほとんど含まれず, カートリッジ液中グリコール類が加熱され蒸気・エアロゾルとなる際に, 非意図的に産生され曝露される可能性がある。これらの化学物質の発生量は平均値で見ると紙巻きたばこ主流煙中の濃度より低い, 製品間のバラつきが大きく, さらに異なるバッテリーの接続などパーソナライズ化が可能のため, 特に, ホルムアルデヒド発生量が通常の紙巻きたばこより高値に達する場合もあることが報告されている。電子タバコから発生するエアロゾルは決して単なる「水蒸気」では無い。
- 電子タバコの充填液には各種のフレーバーが添加され幼児も好む香付けがされているが, 個人輸入などで入手可能なニコチン濃度20mg/mlの充填液なども販売されている。これは幼児が誤飲した場合には1mlで致死量になりうる。

### 具体的な対策の提言

①電子タバコを含め新しい製品の市場参入は比較的最近のため、がんのような長期的な影響についてはまだ関連性は示されない。

③電子タバコは公衆衛生課題としてのたばこによる害をトータルで速く減少させるものであり、「Harm reduction, ハームリダクション・(使用者本人および社会への)有害性の低減」の議論もあるが、医薬品あるいはたばことして、もしくは両面からの規制を整備し、製品の安全性、ならびに安全性と有効性に関する科学的エビデンスの積み重ねが必要である。

#### 参考文献・資料等

- [1] 樺田 尚樹, 内山 茂久, 稲葉 洋平, 戸次 加奈江, 緒方 裕光, 田淵 貴大, 木村 和子. 電子たばこにおける成分分析の手法の開発に関する研究 (厚生労働科学研究委託費・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業 報告書). 2015. pp199.
- [2] 樺田 尚樹, 稲葉 洋平, 内山 茂久. 無煙タバコ・スヌースに含まれる有害化学物質の定量と健康影響評価に関する研究 (厚生労働科学研究費補助金・厚生労働科学特別研究事業 報告書). 2014. pp52.
- [3] Tabuchi T., Kiyohara K., Hoshino T., Bekki K., Inaba Y., Kunugita N. Awareness and use of electronic cigarettes and heat-not-burn tobacco products in Japan, *Addiction*, 2016. 111: 706-13.
- [4] Bekki K., Uchiyama S., Ohta K., Inaba Y., Nakagome H., Kunugita N. Carbonyl compounds generated from electronic cigarettes, *Int J Environ Res Public Health*, 2014. 11: 11192-200.
- [5] Jensen R. P., Luo W., Pankow J. F., Strongin R. M., Peyton D. H. Hidden formaldehyde in e-cigarette aerosols, *N Engl J Med*, 2015. 372: 392-4.
- [6] WHO Study Group on Tobacco Product Regulation. No. 955 Report on the Scientific Basis of Tobacco Product Regulation 2010.
- [7] WHO. 2014. 'Electronic nicotine delivery systems, FCTC/COP/6/10 Rev.1.', Accessed 2016/1/30. [http://apps.who.int/gb/fctc/PDF/cop6/FCTC\\_COP6\\_10Rev1-en.pdf](http://apps.who.int/gb/fctc/PDF/cop6/FCTC_COP6_10Rev1-en.pdf).
- [8] Royal College of Physicians. Nicotine without smoke: Tobacco harm reduction. (RCP: London). 2016.

## たばこ規制の必要性

## 対 策

たばこやたばこ問題の特徴を踏まえると、たばこ規制を強化する必要がある。

## 現状・背景(たばこの特徴とたばこ問題の特徴)

## ① たばこの特徴

たばこの特徴として、1) たばこは「有害物質の缶詰」であり、2) 喫煙者本人に対して有害な影響を及ぼすという「能動喫煙の有害性」だけでなく、3) 喫煙者の周囲の者に対しても有害な影響を及ぼすという「受動喫煙の有害性」も指摘できるほか、4) たばこには、「ある程度継続して消費をすると、それを断つことが極度に難しくなる」という特異な性質(いわゆる「たばこ依存性」)があるほか、5) 喫煙による「社会的損失」は甚大である、といった特徴を指摘することができる。

## ②たばこ問題の特徴の確認

たばこ問題の特徴として、1) タバコ問題は、「迷惑かどうか」「気になるかどうか」「好きか嫌いか」といった「嗜好の問題」ではなく、「生命・健康問題」(ひいては、「生存権」に関わる問題)であるとともに、2) たばこ問題は、「マナー」で解決すべき問題ではなく、「法的なルール」で解決すべき問題である、という2つの重要な特徴を確認しておく必要がある。

## たばこ規制の必要性(たばこ規制をなぜ強化する必要があるのか)

たばこやたばこ問題の特徴を踏まえつつ、「たばこ規制(たばこに対する行政的規制)をなぜ強化する必要があるのか」について考察してみると、①他人に対する実害の防止(喫煙者がタバコを吸うことで、周囲の者に対して「健康被害」という「実害」をもたらしているような場合には、その「実害」を防止するための行政的規制が正当化される。)、②「非喫煙者」と「喫煙者」の利害調整(たばこによる紛争・被害を未然に防止するとともに、よりよい社会へと誘導するうえでも、行政的規制で対応する必要がある。)、③「本人の判断能力の欠如」に対する保護(本人に正常な判断能力を期待できない場合には、その利益を保護するため本人の自由を制限する必要がある。)、④「正確な情報提供」の確保(たばこについては、消費者に対して「正確な(真実の)情報」を提供するという視点から、たとえば、「たばこ製品に対する有害表示」の行政的規制を正当化することができる。)、⑤「個人の自己決定能力の欠如」に対する保護(「喫煙者は、自己決定能力が欠如している」ととらえることができるのであれば、政府による行政的規制が正当化される。)、⑥「意志の弱さ」の克服の手助け(喫煙者個人が自制を働かせるだけでなく、行政的規制がその自制を促進するように行動したならば、禁煙(節煙)の効果は上がると考えられる。)、⑦「最小限の社会的モラル」の実現(たしかに、道徳と法の規制領域の区分は難しい問題を含んでいるが、道徳で律することが適切な解決をもたらさない場合には、法で規制するほかない。タバコ問題については、「最小限の社会的モラルを実現」するための行政的規制が正当化できる。)、⑧「社会的負担」の軽減(「社会全体の利益との比較衡量」をして行われる「タバコ税の値上げ」といった行政的規制は正当化することができる。)、という8つの理由が考えられる。

## 参考文献・資料等

- 1) 田中謙『タバコ規制をめぐる法と政策』(日本評論社、2014年)
- 2) 田中謙「パターナリズムに基づくたばこ規制の必要性」関西大学法学論集 62 巻 4=5 号(2013年)145-180頁
- 3) 田中謙「『喫煙の自由』を制限するタバコ規制の必要性」禁煙ジャーナル 251 号(2013年)3-4頁
- 4) 田中謙「『喫煙の自由』は、『非喫煙者の権利』の内在的制約を顕在化させたものである」関西大学法学論集 63 巻 6 号(2014年)103-129頁
- 5) 『[新版]喫煙と健康－喫煙と健康問題に関する検討会報告書－』(保健同人社、2002年)35頁以下
- 6) 村田陽平『受動喫煙の環境学』(世界思想社、2012年)179頁以下
- 7) 渋谷秀樹「パターナリズムと違憲審査」長谷部恭男＝安西文雄＝宍戸常寿＝林知更編『現代立憲主義の諸相 下巻』(有斐閣、2013年)70頁以下
- 8) 浦部法穂『憲法学教室[全訂第2版]』(日本評論社、2006年)80頁以下
- 9) 小泉良幸「自己決定とパターナリズム」[岩波講座 憲法2]『人権論の新展開』(岩波書店、2007年)175頁以下
- 10) Joseph Raz, 1986, *The Morality of Freedom*, Oxford University Press, pp.371-373.
- 11) 渋谷秀樹『憲法[第2版]』(有斐閣、2013年)190頁以下
- 12) Philip J Hilts, 1996, *Smokescreen: The Truth behind the Tobacco Industry Cover-up*, Addison Wesley Reading.
- 13) 荒井一博『喫煙と禁煙の健康経済学－タバコが明かす人間の本性－』(中央公論新社、2012年)14頁以下
- 14) 日本禁煙学会編『禁煙学』(南山堂、2007年)2頁以下
- 15) US Public Health Service, 1964, *Smoking and Health, Report of the Advisory Committee to the Surgeon General of the Public Health Service*, DEHW Public Health Service Publ.
- 16) John F. Tomer, 2001, "Addictions are not rational: a socio-economic model of addictive behavior," *Journal of Socio-Economics*, vol. 30, pp.243-261.
- 17) 医療経済研究機構『たばこ税増税の効果・影響等に関する調査研究報告書』(2002年)252-254頁
- 18) 阿部泰隆「喫煙権☆嫌煙権☆タバコの規制(上)」ジュリスト 724 号(1980年)47頁以下
- 19) 阿部泰隆「喫煙権☆嫌煙権☆タバコの規制(下)」ジュリスト 725 号(1980年)109頁以下
- 20) 古城誠「パターナリズムと政府規制」法学教室 101 号(1989年)61頁以下
- 21) 伊佐山芳郎『現代たばこ戦争』(岩波書店、1999年)12頁以下
- 22) ASH (Action on Smoking and Health). 1998. *Tobacco Explained*. ([http://www.ash.org.uk/files/documents/ASH\\_599.pdf](http://www.ash.org.uk/files/documents/ASH_599.pdf))
- 23) ASH (Action on Smoking and Health)著(切明義孝＝津田敏秀訳)『悪魔のマーケティング－たばこ産業が語った真実－』(日経 BP 社、2005年)
- 24) 西内啓『統計学が最強の学問である』(ダイヤモンド社、2013年)144頁以下

## 職場における「全面禁煙」義務付け

## 対 策

現行の労働安全衛生法 68 条の 2 を改正し、すべての事業所と工場における全面禁煙を「義務」づけるべきであろうし、「当該事業者及び事業場の実情に応じ」という文言も削除すべきである。

## 職場における喫煙規制の現状・背景(法システムの現状)

①労働安全衛生法 71 条の 2 は、「事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、……措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない」と規定しており、快適な職場環境の形成のための措置について、事業者の「努力義務」を課しているにとどまっている。

②2014 年 6 月 19 日に成立した改正労働安全衛生法の 68 条の 2 は、「受動喫煙の防止」という見出しで、「事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第 71 条第 1 項において同じ。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定めており、受動喫煙防止のため、事業者に対して「適切な措置」を講ずる「努力義務」を課すにとどまっている。

③2011 年の法案(最終的には、国会には提出されなかった)では、すべての事業所と工場に「全面禁煙」あるいは「空間分煙」を義務づけるという「義務化」の方向であったが、2014 年改正法では「事業者……の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする」と「努力義務」に修正された。

## 今後の改善策

## ①労働安全衛生法 68 条の 2 の改正

現行の労働安全衛生法の 68 条の 2 は、受動喫煙防止のため事業者に対して「適切な措置」を講ずる「努力義務」を課すにとどまっているが、1)「職場における喫煙」は、非喫煙者が受動喫煙による影響を避ける手段が限られるとともに、受ける影響も大きいということ、2) 職場の禁煙化は、労働生産性や利潤を上げる可能性が高いこと、3) 職場の禁煙化は、喫煙率を下げるという効果も期待できること、4) たばこ規制枠組み条約が「屋内の職場における受動喫煙防止」を掲げていること、5)「職場におけるたばこ問題」を当事者にその解決を委ねることは問題の解決を困難にすること、等を踏まえれば、できる限り早急に、事業者に対して「適切な措置」を講ずる「努力義務」を課しているにとどまっている現行の労働安全衛生法 68 条の 2 を改正し、すべての事業所と工場に、「全面禁煙」か、喫煙室以外での喫煙を禁止する「空間分煙」を義務づけるべきであろうし、「当該事業者及び事業場の実情に応じ」という文言も削除すべきであろう。

## ②「厳格な基準」を満たしている喫煙室のみを例外的に許容

「どのような喫煙室であれば受動喫煙を防止できるのか」「どのような喫煙室であれば例外的に設置を認めてもよいのか)についても検討する必要がある。この問題につき、「労働者の受動喫煙を防止する」という視点に立てば、職場において例外的に「喫煙室」の設置を認めるとしても、労働者の受動喫煙を防止することができるという「厳格な基準」を満たしたものに限定されるべきである。少なくとも指摘できることとして、1)「喫煙室」を設置する際には、1 つの扉で仕切るだけでは、出入りする際に喫煙室からタバコの煙が漏れてしまうため、少なくとも 2 つの扉(二重扉)を設けることとし、できればこの 2 つの扉の距離をできる限り離すこととし、2)「喫煙室」を設置できないような場合には、文字通り「屋内全面禁煙」とする、ことが必要であろう。

## 参考文献・資料等

- 1) 田中謙『タバコ規制をめぐる法と政策』(日本評論社、2014年)236頁以下
- 2) 田中謙「たばこ規制をめぐる法システムの問題点に関する研究」厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)『たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究』(平成25年度 総括分担研究報告書)59-84頁、2014年3月
- 3) 田中謙「タバコ規制をめぐる今後の法制的課題に関する研究」厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)『たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究』(平成26年度 総括分担研究報告書)74-94頁、2015年3月
- 4) 村田陽平『受動喫煙の環境学』(世界思想社、2012年)41頁以下
- 5) 小畑史子「職場における快適な労働環境確保について」日本労働研究雑誌 558号(2007年)32頁以下
- 6) 三柴丈典「職場の受動喫煙対策に関する法的検討－8か国の法制度調査を踏まえて－」季刊労働法 221号(2008年)136頁以下
- 7) 穂積忠夫「職場における喫煙の規制」ジュリスト 787号(1983年)43頁以下
- 8) Fumiko Obata, 2005, "Japan", Roger Blanpain eds., *Smoking and the Workplace, Kluwer Law International*, pp.127-140.
- 9) Barbara Kate Repp, *Your Rights in the Workplace*, NOLO, 2010.
- 10) 西田英一「喫煙をめぐる職場秩序の動態－労働省ガイドラインは何を導くのか－」棚瀬孝雄編『たばこ訴訟の法社会学』(世界思想社、2000年)112頁以下
- 11) 丸田隆「喫煙をめぐる企業の責任と個人の責任(1)」法学セミナー551号(2000年)69頁以下

## 飲食店における「全面禁煙」の義務付け

## 対 策

健康増進法 25 条を改正し、「多数の者が利用する施設」の管理者に対して、受動喫煙防止施策を講ずることを「義務」づけるべきである。

## 飲食店における喫煙規制の現状・背景(法システムの現状)

①厚生労働省所管の健康増進法第 25 条は、「多数の者が利用する施設」の施設の管理者に対して、「受動喫煙防止施策」を講ずる「努力義務」を課すにとどまっている(「受動喫煙防止施策」を講ずる「義務」が課せられているわけではない)。健康増進法 25 条を受けて、厚生労働省は、2003 年 4 月 30 日に、「受動喫煙防止対策について」という通知を策定した。その後、厚生労働省は、2010 年 2 月 25 日に、新たに「受動喫煙防止対策について」という通知を出した。

②受動喫煙による被害を防止するために包括的な規制をする全国レベルの「法律」はいまだ策定されていないという状況であるが、神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から県民を守るための新たなルールとして、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(平成 21 年条例第 27 号)が、2009 年 3 月 24 日に策定され、その後、兵庫県においても「受動喫煙防止条例」が制定された。

## 今後の改善策

## ①飲食店における「全面禁煙」の義務付け

健康増進法 25 条を改正し、多数の者が利用する施設の管理者に対して、受動喫煙防止施策を講ずることを義務づけるべきである。飲食店においても「利用者の受動喫煙防止」を重視することはもちろん、「労働者の受動喫煙防止」という視点も重視するのであれば、結局のところ、非喫煙者や労働者に受動喫煙の被害をもたらさないような「喫煙室」の設置を例外的に認めるとしても、原則としては、「屋内の施設すべてを禁煙」とするしかないと考える。

## ②「厳格な基準」を満たしている喫煙室のみを例外的に許容

どのような喫煙室であれば例外的に設置を認めてもよいのかという問題につき、「利用者(消費者)と労働者の受動喫煙を防止する」という視点に立てば、一般のレストランや喫茶店といった飲食店において「喫煙室」の設置を認めるとしても、利用者(消費者)と労働者の受動喫煙を防止することができるという「厳格な基準」を満たしたものに限定されるべきである。少なくとも、1)「労働者の受動喫煙も防止する」という視点に立てば、「喫煙席」と称して、喫煙しながら飲食できるスペースは設けるべきではなく、「喫煙室」はあくまでも喫煙するだけのスペースとし、2)「喫煙室」を設置する際には、1 つの扉で仕切るだけでは、出入りする際に喫煙室からタバコの煙が漏れてしまうため、少なくとも 2 つの扉(二重扉)を設けることとし、できればこの 2 つの扉の距離をできる限り離すこととし、3)「喫煙室」を設置できないような場合には、文字通り「屋内全面禁煙」とする、ことが必要であろう。

## ③条例ではなく「法律」による「受動喫煙防止措置」の義務付け

一般の飲食店などは「多数の者が利用する屋内施設」であり、しかも、多くの未成年者も利用するものであることを踏まえれば、一般の飲食店についても、「公共の場所」ととらえることは可能であり、また、地域によって異なる「事情」なども存在しないはずである。しかるに、このことは、「条例」ではなく「法律」で対応すべき問題であることを示唆しているように思われる。具体的には、「健康増進法 25 条の改正」及び「労働安全衛生法 68 条の 2 の改正」とともに必要であり、両方のアプローチから屋内施設を「全面禁煙」にすることを義務づけるべきであろう。

## 参考文献・資料等

- 1) 田中謙『タバコ規制をめぐる法と政策』(日本評論社、2014年)236頁以下
- 2) 田中謙「たばこ規制をめぐる法システムの問題点に関する研究」厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)『たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究』(平成25年度 総括分担研究報告書)59-84頁、2014年3月
- 3) 田中謙「タバコ規制をめぐる今後の法制的課題に関する研究」厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)『たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究』(平成26年度 総括分担研究報告書)74-94頁、2015年3月
- 4) 村田陽平『受動喫煙の環境学』(世界思想社、2012年)41頁以下
- 5) Urteil des Ersten Senats des BVerfG vom 30.7.2008.
- 6) 松沢成文『受動喫煙防止条例—日本初、神奈川発の挑戦』(東信堂、2009年)
- 7) 加藤康介「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の背景と概要」ジュリスト 1386号(2009年)2頁以下



## 「法律」に基づく路上喫煙規制

## 対 策

受動喫煙防止を目的として、一般の道路は「公共の場所」ととらえるべきであり、条例ではなく「法律」で対応すべきである。

## 路上喫煙規制の現状・背景（法システムの現状）

①路上喫煙に対する規制については、法律に基づく全国的な規制は行われていないものの、地方公共団体による条例が先行している。代表的な路上喫煙禁止条例である東京都千代田区条例では、区内の道路、公園、広場などを「公共の場所」と捉え（2条7号）、「路上禁煙地区」を指定（21条1項）したうえで、当該地区における、道路上での喫煙行為および道路上に吸い殻を捨てる行為を禁止し（21条3項）、路上禁煙地区内で喫煙した者は、2万円以下の過料に処せられる（24条1項2号）という仕組みになっている。

②筆者による数多くの地方公共団体の担当職員に対するインタビューによると、路上喫煙禁止条例を策定している地方公共団体の現場においては、「実効性をどのように確保するのか」が最大の課題であるという。実効性を確保するという視点に立つ場合、「路上禁煙地区」で喫煙している者に対してどのように対応するのが問題となる。全国各地の条例を見てみると、1) 過料徴収を明記している条例、2) 指導や勧告を経て公表を明記している条例、3) 指導や勧告のみを明記している条例、4) 「路上喫煙禁止」の努力義務を課すのみにとどめている条例、の大きく4つのパターンがあるが、上記2)3)4)のパターンの条例で、はたして実効性を確保することができるのかは大いに疑問が残る。上記1)の条例についても、条例の中では「過料徴収」を明記していたとしても、行政リソース（人員、予算等）の問題などもあって徴収するための「組織」を整備していない地方公共団体も少なくない。

## 今後の改善策

## ①路上は「原則禁煙」の仕組みに！

路上喫煙規制を強化すべきである。喫煙の自由といっても「他人の生命や健康を害しない限り」という内在的制約があり、喫煙者も非喫煙者も利用する路上はいわば「公共の場所」といえ、かつ、多くの未成年者も利用する場所であることを踏まえれば、路上は「原則禁煙」という仕組みにする必要がある。

## ②条例における「過料徴収」の明記

実効性を確保するという視点に立つ場合、「路上禁煙地区」で喫煙している者に対してどのように対応するのが問題となるが、条例で「過料徴収」を明記すべきであろう。

## ③路上喫煙規制の実効性を確保する組織体制の整備

条例の中で「過料徴収」を明記していたとしても、行政リソース（人員、予算等）の問題などもあって徴収するための組織を整備していない地方公共団体も少なくない。各地方公共団体が、過料を徴収するための組織を整備することは今後の課題としてあげられ、その前提として行政リソース（人員、予算等）を確保することが大きな課題といえよう。

## ④「法律」に基づく路上喫煙規制

現在のところ、路上喫煙規制については、全国レベルの「法律」に基づく全国的な規制は行われていない。しかし、普通に考えれば、「一般の道路」は「多数の者が利用するもの」であり、しかも、多くの未成年者も利用するものであることを踏まえれば、「一般の道路」は「公共の場所」ととらえるべきであり、また、地域によって異なる「事情」なども存在しないはずである。しかるに、このことは、「条例」ではなく「法律」で対応すべき問題であることを示唆しているように思われる。

## 参考文献・資料等

- 1) 田中謙『タバコ規制をめぐる法と政策』(日本評論社、2014年)255頁以下
- 2) 田中謙「たばこ規制をめぐる法システムの問題点に関する研究」厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)『たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究』(平成25年度 総括分担研究報告書)59-84頁、2014年3月
- 3) 田中謙「タバコ規制をめぐる今後の法制的課題に関する研究」厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)『たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究』(平成26年度 総括分担研究報告書)74-94頁、2015年3月
- 4) 千代田区生活環境課『路上喫煙に No! ルールはマナーを呼ぶかー』(ぎょうせい、2003年)
- 5) 田村泰俊「千代田区路上喫煙禁止条例と過料－政策法務からの分析－」明治学院大学法科大学院ローレビュー1巻1号(2004年)19頁以下
- 6) 北村喜宣『行政法の実効性確保』(有斐閣、2008年)30頁以下
- 7) 北村喜宣『自治体環境行政法[第5版]』(第一法規、2009年)275頁以下
- 8) 北村喜宣『自治力の情熱』(信山社、2004年)88頁以下
- 9) 深町晋也「路上喫煙条例・ポイ捨て禁止条例と刑罰論－刑事立法学序説－」立教法学 79号(2010年)74頁以下
- 10) 阿部泰隆『政策法学講座』(第一法規、2003年)110頁以下

## 喫煙者に対する経済的ディスインセンティブ手法の活用

## 対 策

喫煙者はたばこに伴う種々の社会的費用を発生させているため、喫煙者に対して、非喫煙者よりも経済的に重い負担を負わせることは、社会的公平の原理にかなっている。具体的には、火災保険料、生命保険料、自動車保険料、家賃、ホテルの料金などの経済的手法を導入すべきである。

## 規制の現状・背景

喫煙者は、たばこに伴う種々の社会的費用を発生させている。そこで、喫煙者に対して、非喫煙者よりも経済的に重い負担を負わせることは、社会的公平の原理にかなっている。喫煙者は、「たばこ税を支払っている」と主張するが、たばこによる毎年約 7 兆円もの社会負担や多額の超過医療費を踏まえれば、たばこ税を支払っているからといってそれで済むものではない。そのため、経済的手法(喫煙者に対する経済的ディスインセンティブ手法)を導入することが求められる。喫煙者に対して、非喫煙者よりも経済的に重い負担を負わせることで、たばこによるコストを適切に負担する仕組みが期待できる。

## 今後の改善策

喫煙者に対して、たばこによるコストを適切に負担させるため、5 つの経済的ディスインセンティブ手法を導入することが期待される。

第 1 に、火災保険料を改善する必要がある。刑法の解釈では、喫煙自体を過失とはみない(失火犯)と考えられてきたが、損害額は巨大である。灰皿のないところでの喫煙禁止はもちろん、ポイ捨てを「環境犯罪」(有害物質の不法投棄)として取り締まることや、刑犯罪(痰吐きと同様)として取り締まることも考えられようが、少なくとも、たばこの不始末による失火の損害を、喫煙者に保険料として負担させるという議論はあってよい。あるいは、一般に、非喫煙者のみで構成される家庭では、家族のタバコの不始末による失火は考えられないので、「たばこの不始末が原因の失火は、類焼の場合を除いて保険の免責事由とする代わりに、火災保険料を割り引くといった火災保険制度」を導入すべきであろう。

第 2 に、「生命保険料」も、喫煙者と非喫煙者とでは差を設けるべきであろう。非喫煙者の保険料を割安にする「非喫煙者割引」である。非喫煙者割引をしたとしても喫煙者と契約するよりは高い収益を見込むことができ、合理的な保険料を提供することは顧客の利益にもつながる。現在過去 1 年間(あるいは 2 年間)たばこを吸っていない場合、通常より安い保険料率を適用している保険会社もある。

第 3 に、「自動車保険料」についても、喫煙者と非喫煙者とでは差を設けるべきであろう。米国では、喫煙運転手は非喫煙運転手の倍の率で事故を起こすということで、非喫煙者の自動車保険料を 2 割引きにした自動車保険を発売している会社がある。日本においても、積極的に導入すべきであろう。

第 4 に、「家賃」や「ホテルの料金」についても、喫煙者と非喫煙者とでは差を設けるべきであろう。家賃について、非喫煙者は、火災の危険を減らすほかに、家主にとっても維持費が安く済むのであるから、非喫煙者の家賃を割り引く制度を導入すべきであろう。ホテルの料金についても、禁煙ルームの客は火災を引き起こす可能性が低いほか、禁煙ルームは、喫煙ルームよりも清掃費用や内装の家具等の維持費が安くつくはずであり、禁煙ルームの料金を割り引く制度を導入すべきであろう。

第 5 に、飲食店において、喫煙席には一定のテーブルチャージを課すことが考えられる。すなわち、飲食店において「喫煙席」と「禁煙席」とを分離した場合、喫煙席には強力な換気措置を設置運営しなければならず、灰ガラの清掃費もかかるが、これらにかかる費用は、環境法の一般原則である「原因者負担原則 (Polluter-Pays-Principle: PPP)」によって、喫煙者が負担すべきであろう。

## 参考文献・資料等

- 1) 田中謙『タバコ規制をめぐる法と政策』(日本評論社、2014年)255頁以下
- 2) 中原茂樹「誘導手法としての租税・賦課金・補助金」芝池義一＝小早川光郎＝宇賀克也編『行政法の争点[第3版]』(有斐閣、2004年)202頁以下
- 3) 中原茂樹「誘導手法と行政法体系」小早川光郎＝宇賀克也編『行政法の発展と変革(上)－塩野宏先生古稀記念－』(有斐閣、2001年)553頁以下
- 4) 阿部泰隆『行政の法システム[新版]』(有斐閣、1997年)278頁以下
- 5) 北村喜宣『環境法』(弘文堂、2011年)56頁以下、149頁以下
- 6) 大塚直『環境法[第3版]』(有斐閣、2010年)65頁以下、81頁以下、90頁以下
- 7) 河合幹雄「たばこと子供の社会統制」棚瀬孝雄編『たばこ訴訟の法社会学』(世界思想社、2000年)212頁以下
- 8) 阿部泰隆「喫煙権☆嫌煙権☆タバコの規制(下)」ジュリスト725号(1980年)115頁

## たばこを吸う人の雇用拒否の可能性

## 対 策

原則として、喫煙の有無による「採用拒否」は違法ではないと考えられる。

## 背景

①旅館や温泉施設などを運営している星野リゾートグループの採用サイトでは、「あなたはたばこを吸いますか？ 大変申し訳ございませんが、星野リゾートグループでは、喫煙者は採用いたしておりません。それが企業競争力に直結している課題であるからです。」というメッセージを、冒頭で掲げている。

②さらに、作業効率、施設効率、職場環境の3つの要素において競争力を高めることになっている。

③そのうえで、同社の採用方針として「面接時に、必ず、喫煙の有無を確認させていただいております。あなたが喫煙者である場合には、入社時にたばこを断つことを誓約して頂ければ、問題なく選考に進んでいただくことは可能です。」と示したうえで、「あなたは、たばこを断つ誓約をすることは可能ですか？」という問いがある。ここで、「NO」と選ぶと改めて冒頭のメッセージ画面に戻ることとなる。

④もし、志望する会社が「喫煙者は採用しません」という方針を掲げていた場合、喫煙者は、たばこをやめるか、その会社への就職をあきらめるしかない。このように「喫煙者を採用しない」方針が法的に問題はないのかどうかについて、いろいろと議論になった。

## たばこを吸う人の雇用拒否の可能性

①喫煙の有無による「採用拒否」は違法ではない。

採用の時点で、喫煙者が無条件で不採用とされる以上、「喫煙の自由」を侵害しているとはいえる。あるいは、喫煙者差別による「不法行為」として慰謝料を請求されるといったリスクもゼロではない。しかし、最高裁判決(三菱樹脂事件・昭和48年12月12日)は、使用者には経済活動の自由(憲法22条および29条)が認められていることを根拠に、広く企業に「採用の自由」を認めている。つまり、どのような労働者を雇い入れるかは、原則として使用者に包括的に委ねられるべきとされているわけである。したがって、原則として、喫煙の有無による「採用拒否」は違法ではないと考えられる。

②使用者の「採用の自由」が制約される場合とは？

採用拒否について不当な目的があった場合や、採用拒否の態様や程度などが社会的に許されうる限度を超える場合には、例外的に違法となりうる余地はありえる。また、例外的に使用者の「採用の自由」が制限されるのは、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法、労働組合法、職業安定法、雇用対策法などによる立法がなされている場合である。しかし、星野リゾートのケースでは、喫煙者を不採用にする目的を明らかにしているが、特に不当な目的だとも思われなし、採用拒否の態様なども社会的に許される限度を超えてはいないであろう。また、喫煙の有無の調査を行うことは、厚生労働省が掲げる「公正な採用選考について」の禁止事項にあがっていない。また、喫煙については「権利」と呼べるか疑問であるし、いずれにしても制限に服しやすい性質のものとしてされている。以上を踏まえると、星野リゾートのケースにおいて、喫煙の有無の調査を行うことは違法とまでは言えないであろう。

③「喫煙者不採用」の方針を明記・公表する理由

実際に、さまざまな業種において、幾つもの企業が「喫煙者不採用」の方針を明記・公表している。その理由として、①労働者の作業効率、②たばこの臭いが染み付いている労働者は、接客相手や他従業員の気分を害する、③施設の利用効率の低下(喫煙スペースの節約)・資産の劣化、④喫煙者労働者の離席による非喫煙労働者の負担増、⑤非喫煙者からの喫煙者に対する不公平感、などが挙げられている。

## 参考文献・資料等

- 1) 岡本光樹「喫煙対策の法律 Q&A Q6 非喫煙者だけを採用することは可能でしょうか？」 (<http://sugukinen.jp/office-kinen/question/#Q06>) (2016年2月3日閲覧)
- 2) 山田長正「『喫煙者は採用しない』という会社の『方針』 法的に問題ないのか？」 ([https://www.bengo4.com/roudou/1100/n\\_503/](https://www.bengo4.com/roudou/1100/n_503/)) (2016年2月3日閲覧)
- 3) リクルートサイト・星野リゾートウェブサイト (<http://recruit.hoshinoresort.com/tobacco/>) (2016年2月3日閲覧)
- 4) 厚生労働省「公正な採用選考について」 (<http://www2.mhlw.go.jp/topics/topics/saiyo/saiyo1.htm>) (2016年2月3日閲覧)
- 5) 芦部信喜著(高橋和之補訂)『憲法[第5版]』(岩波書店、2011年)112頁以下、216頁以下
- 6) 浦部法穂『憲法学教室[全訂第2版]』(日本評論社、2006年)129頁以下
- 7) 渋谷秀樹『憲法[第2版]』(有斐閣、2013年)133頁以下
- 8) 小山剛「三菱樹脂事件」長谷部恭男＝石川健治＝穴戸常寿編『憲法判例百選[第6版]』(有斐閣、2013年)24頁以下

## たばこ関連の社会的損失

## 結論

たばこ関連の社会的損失は、甚大である。

## 現状・背景（社会的損失の算出背景）

## ①社会的損失の推定

これまで、社会的損失の推定は、日本において3つの推定値が報告されている。1993年度推計では、3.96兆円、1999年度推計では7.15兆円、2005年度推計では4.13兆円である。推計した年によってばらつきがあるものの、社会的損失は甚大である。

ちなみに、消費税税率1%は約1兆円に相当するので、たばこの社会的損失は消費税率約4~7%に相当する。

## ②推定値のばらつきの原因

3つの推定値は、年が異なるために、算出根拠となっている喫煙人口が違っている。また、超過入院、死亡による労働損失<sup>1)</sup>を計算する際の、労働単価が大きく異なる。その違いを揃えるために、喫煙人口を1990年の4,574万人<sup>2)</sup>として、労働単価のかわりに1QALYに対する支払い意思額(Willingness to pay)<sup>3)</sup>である600万円で統一すると、3つの推定値はそれぞれ、7.35, 7.34, 7.33兆円となり、医療経済的には全く一致する。

- 1) 超過入院、死亡による労働損失とは、たばこによってもたらされる疾病罹患による入院や死亡によって失われる所得。
- 2) 日本国内の喫煙率の研究において、一般的に使われているのは25年前の喫煙率である。25年前の喫煙者が、後になって各種肺疾患(がん、肺気腫)等を発症している可能性を鑑みて、使われるデータである。
- 3) 完全な健康状態で1年間の生存を獲得するために、社会的に支払ってもいいと考えられる金額。逆に言うと、就業の有無に関わらず超過死亡に対する社会的損失の単価である。

## 今後の推定のあり方

これからの社会的損失を評価するためには、2015年の喫煙人口で調整すべきである。

2016年4月現在、データに基づけば、活用しうる1990年喫煙人口は4574万人から2014年の喫煙人口は2516万人と46%低下しているため、社会的負担もそれに応じて低下していると考えれば現在の喫煙者の将来にわたる社会的負担は4.10兆円、4.12兆円と推定される。

これまでの3つの社会的損失の推定にあたっては、受動喫煙による超過医療費、超過死亡は考慮されているが、受動喫煙による不効用<sup>4)</sup>は考慮されていないため、今後はその検討が必要である。

- 4) 不効用：医療経済学的な用語であり、ある行為(受動喫煙等)によってもたらされる苦痛を指す。ここでは受動喫煙による満足度の低下、不快感等を指している。

参考文献・資料等

医療経済研究機構. 喫煙政策のコスト・ベネフィット分析に関わる調査研究報告書. 1997.

油谷由美子. たばこ税増税の効果・影響等に関する調査研究報告書. 2002.

医療経済研究機構. 禁煙政策のありかたに関する研究-喫煙によるコスト推計-. 2010.

大日康史. QALY あたりの社会負担の上限に関する調査研究. 医療と社会. 2003; 13(3): 121-130.



## 受動喫煙防止条例の成立に向けて

### 対 策

受動喫煙防止条例を成立させるため、神奈川県と兵庫県の事例から条例の効果に関するエビデンス構築による他自治体への波及モデル確立、条例化先進地域の把握、議会への諮問を含む検討会主体の条例案の作成、議員へのロビー活動と世論の醸成が必要である。

### 現状・背景（海外、日本の受動喫煙規制の状況）

世界のたばこ対策は、たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約（以下 FCTC）をもとに進められている<sup>1)</sup>。受動喫煙対策については、2015年時点で先進国を中心に45カ国が屋内全面禁煙とする法律（国法・州法）が制定されており、途上国を含む世界各国に広がっている<sup>2)</sup>。

日本は2007年にFCTCに批准し、屋内全面禁煙とする立法措置を求められている<sup>3)</sup>が、各自治体の受動喫煙防止条例制定も神奈川県と兵庫県の2県で、基礎自治体では北海道美唄市のみである。そのため、WHO（世界保健機関）による各国のたばこの規制状況の評価において、日本の受動喫煙対策の評価は、2008年以降常に最低ランクであり<sup>4)</sup>、たばこに対する「行政的規制」のさらなる強化は必要不可欠である<sup>5)</sup>。

2020年に東京オリンピック開催を控えており、2008年以降のオリンピック開催地や開催予定地ではいずれも受動喫煙防止策で罰則付きの法令がある<sup>6)</sup>ことから、現在日本でも国レベルの法規制が検討されている。今後は、国際状況や国・自治体での法律・条例制定状況を踏まえ、適切な対策を実施する必要がある。

### 受動喫煙防止条例成立に関わる要因と対策の具体的内容

受動喫煙防止条例の検討会が設置された6都府県（神奈川、兵庫、東京、大阪、山形、千葉）の公文書（会議の議事録や資料等）を分析した結果、条例成立に関わる要因と対策（検討段階別）として以下を得た。

段階	要因	対策	詳細
検討会の設置	首長のリーダーシップ・意向	manifestoの争点化と遵守徹底	特定の利害関係団体からの要望等を偏重せず公正に対応する首長のリーダーシップ <sup>7)</sup> を、世論の醸成を通して後押しする必要がある
	受動喫煙対策の数値目標達成度	エビデンス構築による波及モデル確立	条例の効果に関し、先行事例から医学/社会経済的エビデンスを確立し、数値目標達成のために、実効性のある手段として利用すべきである
	各自治体の地域性	条例化先進地域の把握	たばこ農家が少なく、首長が無党派であり、新たな条例を取り入れやすい土壌を持つ自治体 <sup>8)</sup> の動向を注視する（埼玉・静岡・愛知・福岡等）
検討会の結論	検討会委員・役職の選任	医学系の座長の選任	検討会の結論に大きな影響力を持つ座長の選任時、医学系識者が選任されるよう働きかけるべきである
	条例案作成過程	検討会主体の条例案作成	作成した条例案を適宜議会や委員会に諮りながら条例案内容を調整する <sup>9)</sup> 必要がある
議会の審議	各議員の政策的判断	議員へのロビー活動	所属政党の党議拘束、選挙支援団体からの要望、世論の動向、個人の嗜好等の影響を加味した議員へのロビー活動を行う

## 参考文献・資料等

- 1) 矢野栄二. タバコ対策の歴史と最近の動向. 公衆衛生, 2015, 79.10: 654-658.
- 2) 進んでいる世界の受動喫煙対策, 厚生労働省 HP, <http://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/tobacco/t-05-002.html>
- 3) 大和浩. 受動喫煙防止対策の現状と課題. 公衆衛生 2015; 79.10: 675-680.
- 4) World Health Organization, WHO report on the global tobacco epidemic, 2015: Raising taxes on tobacco. University of CaliforniaHP <http://escholarship.org/uc/item/1fh1f32m2016.01.20>.
- 5) 田中謙. タバコ規制と法制度. 公衆衛生 2015; 79.10: 670-674.
- 6) 寺原朋裕. 厚生労働省におけるたばこ対策. 公衆衛生 2015; 79.10: 707-709.
- 7) 松沢成文, 受動喫煙防止条例 日本初、神奈川発の挑戦, 東信堂, 2009, 17
- 8) 川崎雅史, 政策波及による政策革新の過程, 分析研究論文—東京大学公共政策大学院 HP. [www.pp.u-tokyo.ac.jp/courses/2013/5150020.htm](http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/courses/2013/5150020.htm) 2016.01.20.
- 9) 関口正俊. 受動喫煙防止条例の効果とその成立過程. 公衆衛生 2015; 79.10: 681-686

## たばこ対策によって喫煙率の社会的格差は縮まるか？

### 対 策

たばこ対策においては、所得、学歴、職業等による喫煙率の違いを考慮する必要があり、社会経済的に不利な立場の人をターゲットすること、喫煙の社会的格差を拡大させない対策をとること、喫煙の社会的格差の継続的なモニタリングを行うことが必要である。

### ファクト（知見・科学的根拠・エビデンス）

- ・ 所得、学歴、職業等の社会経済的要因によって、喫煙率が異なる（喫煙の社会格差）。一般に、所得や学歴が低いなど、社会経済的に不利な立場にいる者は喫煙率が高い。<sup>1)</sup>
- ・ たばこ対策が喫煙の社会格差への影響について、海外では多くの研究で検証が行われており、研究のレビューによれば、たばこ対策の種類により喫煙の社会的格差への影響に違いがある。<sup>2-8)</sup>
- ・ たばこ対策のうち、たばこの値上げは、喫煙の社会格差を縮小させる方向に働きやすい。受動喫煙防止（スモークフリー施策）は、強制的・包括的な対策では、社会格差を縮小させることが多いが、自主的・部分的な対策では、社会格差は拡大する傾向がある。
- ・ マスメディアなどを使ったキャンペーンへの感受性は、社会経済的に高い者のほうが強く、反応しやすい（社会格差は拡大する）。同様に、禁煙指導でも、社会経済的に高い者のほうが利用しやすく、禁煙成功率も高い。
- ・ たばこ対策の喫煙の社会格差の影響について、日本人を対象にした研究も進められており<sup>9)</sup>、今後もさらなる研究が必要である。
- ・ 海外では、喫煙の社会的格差が定期的にモニタリングされている<sup>10,11)</sup>。日本でも国民生活基礎調査や国民健康・栄養調査等によりモニタリングが可能であるが<sup>12)</sup>、分析やデータ公開は不十分である。

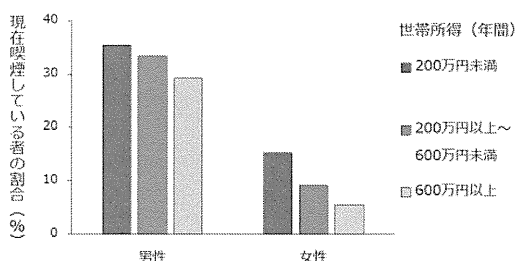


図1 日本人における世帯所得別の喫煙率<sup>12)</sup>

表1 たばこ対策の喫煙の格差への影響<sup>2)</sup>  
数値は論文の数

たばこ対策の種類	1	2	3	4	5	6
たばこ製品の値上げ・増税	14	6	4	1	2	27
スモークフリー（自主的、地域限定、部分的）	1	1	19	0	4	25
スモークフリー（強制的、国、包括的）	2	9	6	1	4	19
メディアキャンペーン	3	2	5	2	6	18
広告、販売、マーケティングの規制	2	7	0	0	0	9

### 具体的な対策の提言

たばこ対策を行う場合には、集団全体の喫煙率の低下とともに、喫煙の社会格差への影響も考慮すべきである。具体的には、

- ① 先行研究の結果をもとに、できるだけ喫煙の社会格差を縮小させつつ、喫煙率を低下させる方法を選択すべきであること。例：たばこの値上げ、包括的な受動喫煙対策。
- ② たばこ対策に当たっては、社会経済的に低い者をターゲットにした施策を行うべきである。
- ③ たばこ対策を行う場合、その評価として、社会経済的要因による喫煙の違いを測定し、モニタリングすること。

## 参考文献・資料等

- 1) Hiscock R, Bauld L, Amos A, Fidler JA, Munafo M. Socioeconomic status and smoking: a review. *Ann N Y Acad Sci.* 2012; 1248: 107-123.
- 2) Brown T, Platt S, Amos A. Equity impact of population-level interventions and policies to reduce smoking in adults: a systematic review. *Drug Alcohol Depend.* 2014; 138: 7-16.
- 3) Brown T, Platt S, Amos A. Equity impact of European individual-level smoking cessation interventions to reduce smoking in adults: a systematic review. *Eur J Public Health.* 2014; 24(4): 551-6.
- 4) Hill S, Amos A, Clifford D, Platt S. Impact of tobacco control interventions on socioeconomic inequalities in smoking: review of the evidence. *Tob Control.* 2014; 23(e2):e89-97.
- 5) Hiscock R, Bauld L, Amos A, Fidler JA, Munafo M. Socioeconomic status and smoking: a review. *Ann N Y Acad Sci.* 2012; 1248:107-23.
- 6) Main C, Thomas S, Ogilvie D, et al. Population tobacco control interventions and their effects on social inequalities in smoking: placing an equity lens on existing systematic reviews. *BMC Public Health.* 2008; 8: 178.
- 7) Thomas S, Fayter D, Misso K, et al. Population tobacco control interventions and their effects on social inequalities in smoking: systematic review. *Tob Control.* 2008; 17(4): 230-7.
- 8) Giskes K, Kunst AE, Ariza C, et al. Applying an equity lens to tobacco-control policies and their uptake in six Western-European countries. *J Public Health Policy.* 2007; 28(2): 261-80.
- 9) Tabuchi T, Nakamura M, Nakayama T, Miyashiro I, Mori J, Tsukuma H: Tobacco Price Increase and Smoking Cessation in Japan, a Developed Country With Affordable Tobacco: A National Population-Based Observational Study. *J Epidemiol.* 2016; 26: 14-21.
- 10) Society AC: Cancer Fact & Figures 2013. Atlanta: American Cancer Society; 2013.
- 11) Tobacco in Australia [<http://www.tobaccoinaustralia.org.au/>]
- 12) 平成 26 年「国民健康・栄養調査」の結果  
[<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000106405.html>]